

9月21日(祝)～30日(水)

秋の全国交通安全運動

やさしさが走るこの街この道路



区では、区内警察署・交通安全協会・町会・自治会等の協力を得て、交通安全運動に取り組んでいます。交通ルールを守り、正しいマナーを身に付け、家庭や地域ぐるみで交通事故を無くしましょう。

【問合せ】 交通対策課 ☎内線 2712



運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

運動の重点

■夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

(特に、反射材用品等の着用の推進・自転車前照灯の点灯の徹底)



■後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

■飲酒運転の根絶
■二輪車の交通事故防止



防ごう！子どもと高齢者の交通事故

■安全のために歩行者も交通ルールを守りましょう

- ▶横断歩道以外で道路を横断せず、遠回りでも横断歩道を渡りましょう
- ▶青信号が点滅し始めたら、次の青信号まで待ちましょう

■外出時は目立つ服装にしましょう

夜間は運転手からよく見えるよう、明るい色の服装をし、反射材等を着用しましょう。

■運転免許証の自主返納制度

高齢等の理由により、自動車等を運転しなくなった方の運転免許証を取り消し(返納)する制度です。

運転免許証の有効期限内に返納すると、申請により「運転経歴証明書」が交付され、本人確認の書類として使用できます。



自転車運転者講習制度が施行されました

改正道路交通法の施行に伴い、6月1日から自転車を運転中に危険なルール違反を繰り返すと、自転車運転者講習を受けることになりました。

この講習は、運転者としての資質の向上や運転に必要な適性、知識の習得等について行います。

問合せ

- ▶荒川警察署 ☎(3801) 0110
- ▶南千住警察署 ☎(3805) 0110
- ▶尾久警察署 ☎(3810) 0110

■講習の対象となる危険行為

1. 信号無視
2. 通行禁止違反
3. 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)
4. 通行区分違反
5. 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
6. 遮断踏切立ち入り
7. 交差点安全進行義務違反等
8. 交差点優先車妨害等
9. 環状交差点安全進行義務違反等
10. 指定場所一時不停止等
11. 歩道通行時の通行方法違反
12. 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転
13. 酒酔い運転
14. 安全運転義務違反



↓危険行為を繰り返すと...

3年以内に2回以上摘発された悪質自転車運転者に対し、公安委員会から「自転車運転者講習」の受講命令が下されます

受講命令に従わなかった場合、5万円以下の罰金となります

■「自転車安全利用五則」を守りましょう

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - ▶飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ▶夜間はライトを点灯
 - ▶交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用

自転車は車両です。交通ルールを守り、安全に利用しましょう

たんぽぽフェスタ

荒川たんぽぽセンターの施設公開です。

日時 10月24日(土)午前10時～午後3時

- 内容
- たんぽぽシアター ●教材展示、おもちゃコーナー
 - 子ども運動遊びコーナー ●スタンプラリー
 - 体験コーナー ●区内作業所によるパン販売
 - 喫茶コーナー ●さをり織体験 ●みんなでつくろう！ロールモザイク 等



▲色紙のロールモザイク



▲たんぽぽシアターの様子

会場・問合せ 荒川たんぽぽセンター ☎(3891) 6824 FAX(3807) 8483

